



自然共生サイトと 生物多様性保全推進支援事業の紹介

令和7年11月11日

環境省自然環境計画課
地域ネイチャーポジティブ推進室

嶋倉 勇太



地域ネイチャーポジティブ推進室とは

地域ネイチャーポジティブ推進室 –ネイチャーポジティブな地域づくり–

30by30の達成に向けて

- 自然共生サイト+インセンティブ
- O E C M
- 自然再生

地域の大切な場所を示す

- 重要湿地/里地里山
- 生物多様性の見える化マップ

生物多様性の地域目標づくり

- 生物多様性地域戦略

地域の取組の支援

- 生物多様性の交付金



OECMと自然共生サイト

2



ネイチャーポジティブとは

2022年12月
生物多様性条約第15回締約国会議
(CBD-COP15)

昆明・モントリオール生物多様性枠組

2030年ミッション

自然を回復軌道に乗せるために
生物多様性の損失を止め、反転させる
ための緊急の行動をとる

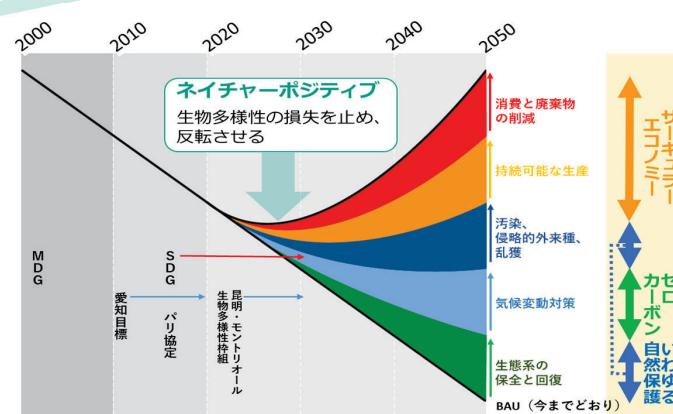
2050年ビジョン

自然と共生する世界

(a world of living in harmony with nature)

愛知目標から引き継いだ長期目標であり、
我が国で培われた知恵と伝統に基づく考え方

ネイチャーポジティブ（自然再興）の考え方



3



30by30目標

サーティー バイ サーティー
30 by 30

- 2030年までに陸と海の30%以上を保全する新たな世界目標



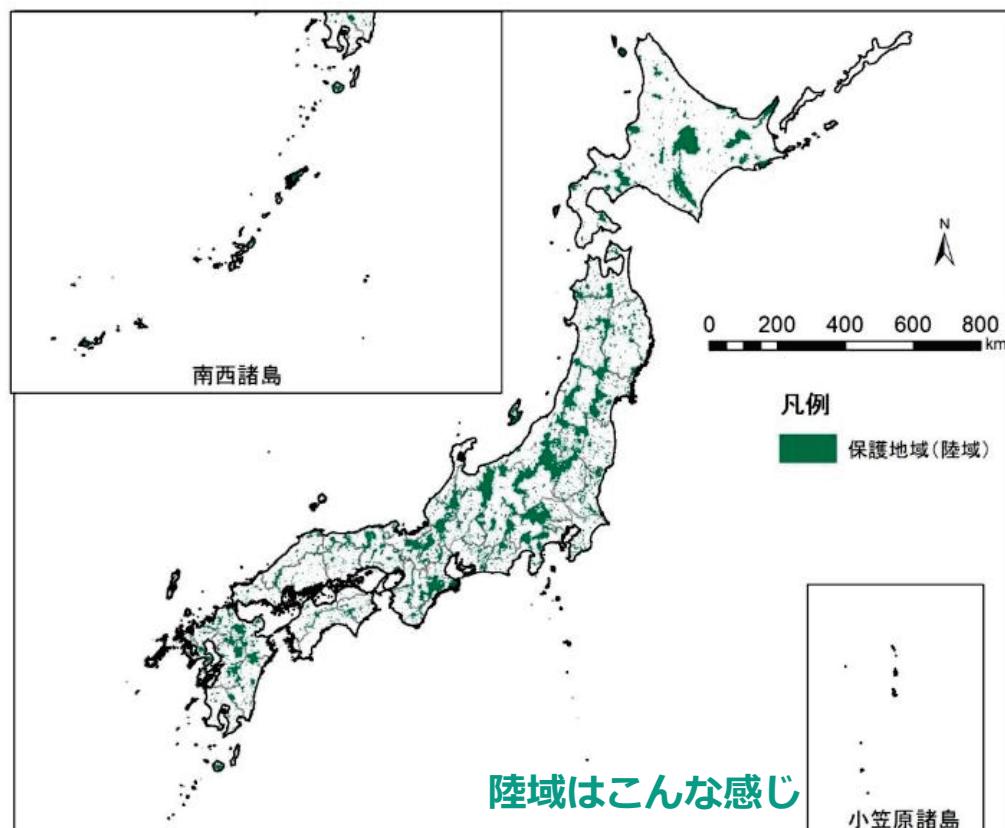
- 2022年の生物多様性条約COP15で採択された昆明・モントリオール生物多様性枠組に向けた議論の中で出てきた
- 保護地域とOECMを足し合わせたもの
- 日本は、現状、陸域の21.0%、海域の13.3%をカバー
- 「土地に紐づいた」「具体的な数値」目標
(健全な生態系の回復、豊かな恵みを取り戻す、気候変動緩和・適応にも貢献)

4



「場」の保全といえば、保護地域

■ 国立公園・鳥獣保護区・保護林など



5

OECM



「OECM」

Other Effective area-based Conservation Measures

【保護地域以外】で、 生物多様性保全に資する地域

2010年に愛知県名古屋市で開催された
生物多様性条約COP10で生まれた概念

6



OECMと自然共生サイト

- 環境省では、OECMを増やすべく令和5年度から「自然共生サイト」の認定を開始。（令和5年度184件、令和6年度144件）
- 令和7年度からは「地域生物多様性増進法」（農水省、国交省、環境省共管）に基づく認定へ移行 **計448件**認定

＜自然共生サイトの例＞

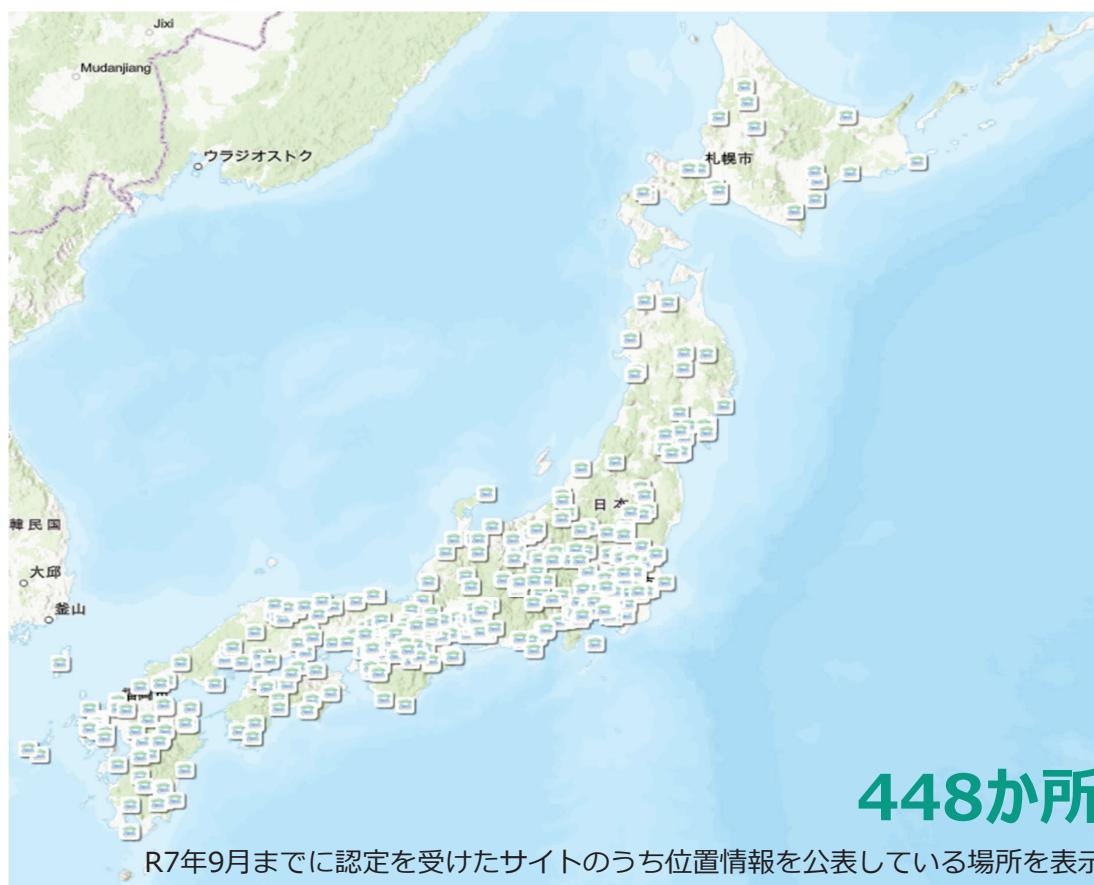


自然共生サイト認定証授与式



7

自然共生サイトの位置



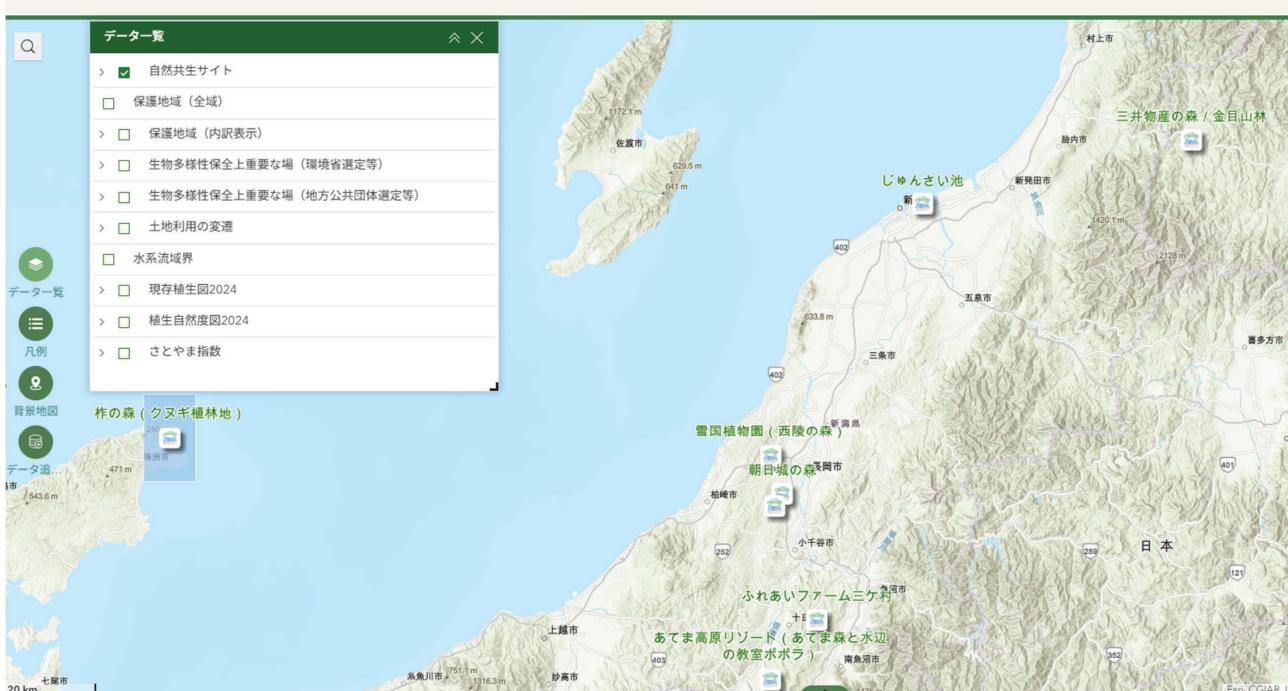
8

生物多様性見える化マップ

<https://www.biodiversitymap.env.go.jp/>

- 全国の保護地域、自然共生サイト、生物多様性保全上効果的な場所等が一目で分かる。

生物多様性マップ



9



自然共生サイト等を支える仕組み

増進活動実施計画

☆計画策定や活動の基盤づくりをサポート
生物多様性保全推進支援事業（交付金）
<https://www.env.go.jp/nature/biodic/hozan/index.html>

- ・活動実施計画等の作成援助（1/2補助）
- ・活動を効果的にするための調査や自走化のための支援（定額150万円まで）

☆地域づくりへの発展をサポート
各種モデル事業

- ・ネイチャーポジティブ地域づくり支援モデル事業
- ・良好な環境を活用した観光モデル事業等

保全活動 モニタリング

☆認定後の活動持続をサポート
支援マッチング
<https://policies.env.go.jp/nature/biodiversity/30by30alliance/kyousei/matching/index.html>

金銭的・人的・技術的支援を希望する企業等とのマッチング（支援をした企業等への支援証明書発行制度あり）

有識者マッチング
<https://policies.env.go.jp/nature/biodiversity/30by30alliance/kyousei/expert/index.html>

専門知識を有する有識者とのマッチング



地域活性 ネイチャーポジティブ

☆保全状況の可視化、情報発信をサポート
生物多様性見える化システム
<https://www.biodiversitymap.env.go.jp/>

自然共生サイト等生物多様性保全上重要な地域をマップで「見える化」、各サイトの活動状況を発信

30by30アライアンス
<https://policies.env.go.jp/nature/biodiversity/30by30alliance/index.html#alliance>

メールマガジンによる情報発信

情報発信 ネットワーク

10

生物多様性保全推進支援事業

- 令和7年度公募（公募の〆切は、11/28です。）
https://myfarm.co.jp/news/r7nen_seibutsutayouseihogenjigyou_2/
- 事業概要HP
<https://www.env.go.jp/nature/biodic/hozan/index.html>

11



2030年ネイチャーポジティブ達成に向けて、地域における生物多様性の保全・再生に資する取組を支援します

1. 事業目的

- ① 「昆明・モントリオール生物多様性枠組」で盛り込まれたネイチャーポジティブや30by30等の新たな世界目標の確実な達成と各地域での世界目標達成の具体的な指針となる生物多様性地域戦略で設定された目標達成が必要である。
- ② 地域における生物多様性の保全・再生に資する活動を支援し、国土全体の生物多様性の保全・再生を推進する。また各地域の取組を支援だけでなく、自立化を促進する。

2. 事業内容

- ・「地域生物多様性増進法（令和7年施行）」「生物多様性国家戦略2023-2030（令和5年閣議決定）」において、地方公共団体や事業者、民間団体、地域住民等の多様な主体の連携・協働による活動の促進が必要とされている。
- ・関係法令に基づく保護地域や指定種に係る取組、法定計画の策定とそれに基づく取組等、国としても促進すべき下記事業を地域が行う場合に支援する。

- ① 生物多様性増進活動の基盤整備（交付率1/2、原則2年）
- ② 生物多様性増進活動の実施強化（定額：上限150万円等、原則2年）
- ③ 重要地域の保全・再生（交付率1/2、原則2年）
- ④ 動植物園等による生息域外保全（定額：上限200万円、原則3年）
- ⑤ 国内希少種の生息環境改善（定額：上限150万円等、原則3年）
- ⑥ 重要里地里山等における社会経済的課題と環境的課題を統合的に解決しようとする活動（交付率1/2、原則2年）

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接交付事業（交付率1/2、定額等）
- 交付対象 非営利団体、地方公共団体、民間事業者等
- 実施期間 平成20年度～

お問合せ先：環境省自然環境局自然環境計画課地域ネイチャーポジティブ推進室 電話：03-5521-8343

4. 活用事例

事例1 出雲・雲南地域広域連携生態系ネットワーク推進事業（R1～R3）（島根県出雲市・雲南市）

コウノトリやトキと共に生きる持続可能な地域の実現に向けて、出雲・雲南地域生物多様性連携保全活動計画を作成し、環境づくりや普及啓発活動等を実施。



事例2 フクゲリがりの住み続ける草原の生息環境保全（H30～R2）（岡山県真庭市）

日本固有種で生息地が極めて限られる草原性の希少昆虫「フクゲリ」の生息環境維持・改善（火入れ等）。

事例3 三井樂ふるさと景観の椿林・円畠・スケアン再生で地産品ブランド化事業（R3～R5）（長崎県五島市）

放棄された円畠（まるはた）、椿林等を再生し、生物多様性の復元と併せて円畠で栽培したサツマイモをカンコロ餅及び周辺椿林からの椿油を「五島の円畠」としてブランド化。

生物多様性保全推進支援事業（交付金）事業メニュー

概要

地域における生物多様性の保全再生に資する活動等（ソフト事業）に対し、必要な経費の一部を交付。
＜赤枠部：自然共生サイトに関するサポートメニュー＞

対象事業	交付対象となる事業内容	交付対象事業者	交付率・交付額	事業期間
(1) 生物多様性増進活動基盤整備	① 増進活動実施計画及び連携増進活動実施計画の作成等の取組 ② 地域生物多様性増進活動支援センターの設置又は運営に係る体制構築並びに同センターが実施する取組	① 地方公共団体、NPO法人、法人格を有する民間団体（企業や大学等含む）、法人格を有しない団体で自然環境局長が特に必要と認める者等 ② 支援センターの設置者/管理者又は設置を予定している地方公共団体	事業費の1/2以内	原則2年以内（最長3年）
(2) 生物多様性増進活動実施強化	増進活動実施計画及び連携増進活動実施計画の計画区域又は自然共生サイトにおける管理手法の改善や生物調査等の活動内容の向上のための取組	地域生物多様性増進法に基づく増進活動実施計画又は連携増進活動実施計画の活動主体及びこれに類する者	定額 1件あたり150万円まで ※ 生物多様性維持協定を締結している場合は上限250万円	原則2年以内
(3) 重要生物多様性保護地域等保全再生	国立公園、国定公園、自然環境保全地域、国指定鳥獣保護区、ラムサール条約湿地、世界自然遺産、ユネスコBMR、自然再生事業実施計画区域内における生息環境の保全再生（令和6年度までに採択された継続事業のうち、自然共生サイト内における事業を含む）	地域生物多様性協議会（地方公共団体等と他の主体で構成）	事業費の1/2以内	原則2年以内（最長3年）
(4) 国内希少野生動植物種生息域外保全	国内希少野生動植物種を対象とした、種の保存に資する飼育・繁殖・野生復帰の取組	動物園、植物園、水族館、昆虫館又はこれらに類する施設の、法人格を有する設置者・管理者	定額 1種あたり200万円まで	原則3年以内
(5) 国内希少野生動植物種生息域内保全	国内希少野生動植物種を対象とした生息環境改善のほか、これに付随する分布状況調査・保全計画策定等の取組	地方公共団体、NPO法人、法人格を有する民間団体（企業や大学等含む）、法人格を有しない団体で自然環境局長が特に必要と認める者等	定額 1件につき150万円まで ※ 保全計画策定を含む場合は初年度に限り上限250万円	原則3年以内
(6) 里山未来拠点形成支援	重要里地里山、都道府県立自然公園、都道府県指定鳥獣保護区、自然共生サイト、生物多様性増進活動計画区域等の生物多様性保全上重要な地域における環境的課題と社会経済的課題を統合的に解決しようとする活動	里山未来拠点協議会（地方公共団体等と他の主体で構成）	事業費の1/2以内 ※ 令和6年度までに採択された継続事業のうち、他のモデルケースになるものに限り3/4以内	原則2年以内（最長3年）

※ 詳細な事業概要、交付要綱、実施要領、Q&A、採択実績等は下記のウェブサイトからご覧いただけます。

<https://www.env.go.jp/nature/biodic/hozon/index.html>

メニュー（1）生物多様性増進活動基盤整備 ①増進活動計画策定

■ 交付対象となる事業内容

自然共生サイト認定に必要な増進活動実施計画書の作成に活用できるメニューです。
以下の取組を行う際に財政支援をします。

・現況把握・生物調査

土地利用の状況や生物調査を行い、基礎データを収集する。

・保全目標の設定・モニタリング方法、期間の検討

「維持・回復・創出」など地域の生物多様性の将来像を決める。
必要な活動、モニタリング手法、期間等を検討する。

・体制構築・有識者ヒアリング

自然共生サイトの体制構築や有識者からのアドバイスを受ける。

・増進活動実施計画書の作成

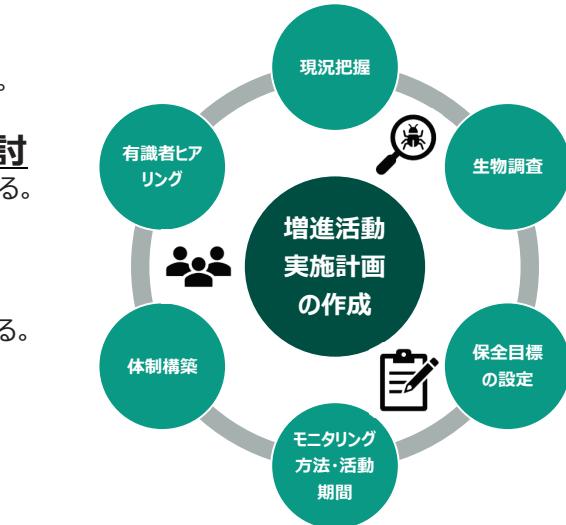
自然共生サイト申請に必要な計画書を作成する。

■ 交付対象

地方公共団体、**民間企業、協議会等**

■ 交付率

事業費の1/2以内（事業費の上限なし）



■ 事業工期

原則2年以内（最長3年）

14

メニュー（2）生物多様性増進活動実施強化

■ 交付対象となる事業内容

自然共生サイト認定後に活用できるメニューです。

以下の活動の質を高める又は自走化に向けた取組に限定して財政支援をします。

・自然共生サイトの質を高める取組

当初の保全活動をより効果的にする生物調査やヒアリングを行う。
自然共生サイト認定時の有識者からの指摘への対応する。

<活動の質の向上>

新たな目標設定
・新たな活動目標
・モニタリング計画の改善

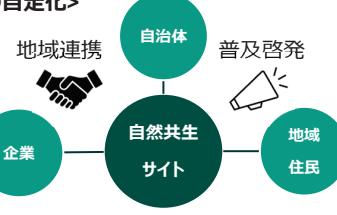
活動の質の向上
・

自然共生サイトの質を高める活動
・生物調査（調査時期、対象種の追加）
・有識者からの指摘対応

・新たな活動目標・モニタリング計画の設定

上記取組を踏まえた新たな自然共生サイトの活動目標、
モニタリング計画の設定を行う。

<活動の自走化>



・自走化に向けたネットワーキングの構築・強化

持続可能な自然共生サイトの運営を行うための普及啓発、
地域連携等を行う。

■ 交付対象

自然共生サイト認定者

■ 交付率

定額150万円まで（それ以上は自己負担）

■ 事業工期

原則2年以内

15

メニュー（6）里山未来拠点形成支援

■ 交付対象となる事業内容

特定の自然共生サイトの活動に活用できるメニューです。

環境課題に加え、社会経済的課題の解決に取り組み、事業の持続性を確保する活動に限定して財政支援をします。

・地域振興(商品開発、エコツアー等)

自然資源を活用した地域振興（商品開発、エコツアー等）により保全活動に必要な資金を確保する。

・人材育成の実施

保全活動の後継者不足を解決するために人材育成を実施する。

・環境保全活動

自然共生サイトでの環境保全活動を実施する。

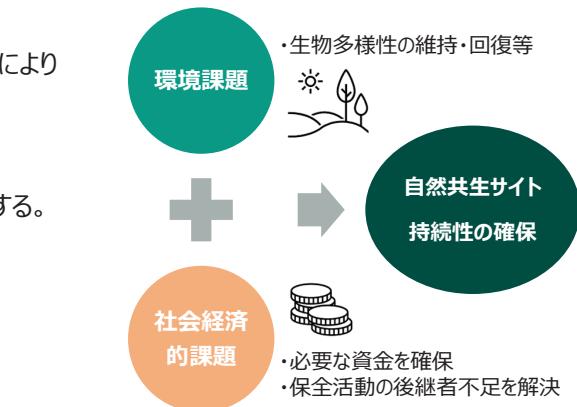
■ 交付対象

里山未来拠点協議会

（地方公共団体等とその他の主体で構成）

■ 交付率

事業費の1/2以内（事業費の上限なし）



■ 事業工期

原則2年以内（最長3年）

メニュー（1）生物多様性増進活動基盤整備 ②支援センター設置運営

■ 交付対象となる事業内容

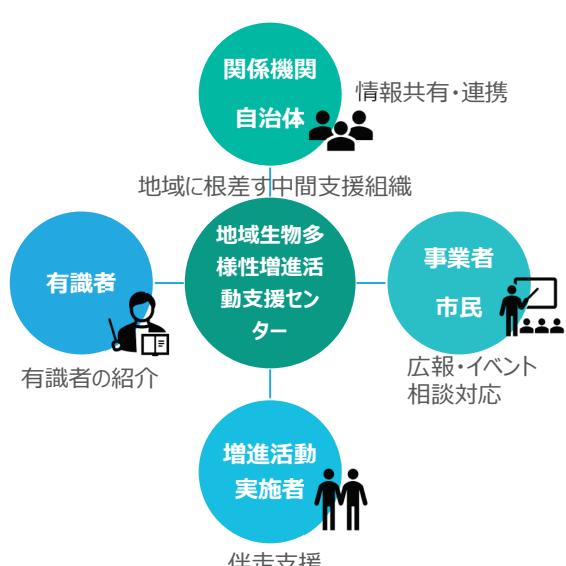
地域生物多様性増進法に基づく地域生物多様性増進活動支援センターの設置、運営の取組に活用できるメニューです。支援センターの取組に財政支援をします。

・支援センターの設置

運営協議会の設立や協定締結等の協力体制の構築する。

・支援センターの運営（例）

- ✓ 地域生物多様性増進活動の実施又は支援を希望する者の連携及び協力のあつせん
- ✓ 有識者の紹介
- ✓ 自然共生サイトの認定、実施に必要な科学的知見・優良事例の収集分析・整理
- ✓ 地域の事業者や住民の相談対応
- ✓ 地域生物多様性増進活動支援センターとの情報共有（関連施策との連携検討）



■ 交付対象

地域生物多様性増進活動支援センター

■ 交付率

事業費の1/2以内（事業費の上限なし）

■ 事業工期

原則2年以内（最長3年）